

## Q 父の遺産 連絡なく兄名義に

父が10か月前に他界しました。母も亡くなっており、兄弟は兄1人です。父には数千万円の預金と不動産がありました。私から遺産の分割を言い出せず、兄の連絡を待ちました。しかし、いまだに連絡がなく、不動産登記を調べると、父の死亡直後に兄名義になっていました。私の同意なく遺産分割はできるのですか。私には何の権利もないのでしょうか。

**法律  
相談室**

遺産の移転は原則として、各相続人の遺産分割協議書や家庭裁判所の遺産分割協議で行われます。各相続人にまったく無関係に遺産が分配されることは通常ないと考えられますが、遺産の移転は遺言による場合もあり、この場合は遺言執行者が遺言の内容に従って遺産の分配を行います。あ

ってから1年以内なので、遺留分の減殺請求権が行使できません。実際には、内容証明郵便などでお兄さんに遺留分減殺請求権を行使する旨を通知する必要がありますでしょう。なお、1年を過ぎていた場合、遺留分減殺請求権を行使できるかは様々なケースがあり、一般的には、被相続人死亡後1年

たからそれだけで満足してはいけないという点です。遺言執行者には「善良なる管理者の注意義務」が課せられており、遺言があることやその執行について、他の相続人に通知しないと問題が生じると思われます。通知せずに長期間経過すると、損害賠償義務が生じる場合や、極端な場合には遺

## 遺留分 請求できる

なたの場合は、お父さんの遺言にあなたに分与することが書かれていなかったことが原因だったと思われま

す。したがって、ご質問のような事態は起こり得ます。

ただ、遺言による遺産の移転の場合、あなたには遺留分があり、本来の相続分の半分を取得する権利があります。お父さんが亡くな

る以内に遺留分減殺権を行使する旨の通知をしておいた方がよいでしょう。

さて、遺言による相続財産の移転には、通常は遺言執行者が存在し、実際に手続を行います。遺言によって財産を受ける人自身が遺言執行者になることもあります。このような遺言執行者の場合、注意すべきなのは、自分に財産が移転し

言書を「隠匿」したとして相続人ではないとされる場合もあります。あなたの場合、遺言があることを知らされなかった期間が10か月間にとどまるので、遺言執行者の責任を追及することはやや無理と思われる。遺留分減殺調停や遺留分減殺についての裁判が可能になります。

(回答＝真田範行弁護士)



県弁護士会マスコットキャラクター「ちーべん」

県弁護士会所属の弁護士が、皆様の法的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8431、松戸047・366・1211、京葉047・431・7775）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。